

沼津市観光プロモーション動画制作等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「沼津市観光プロモーション動画制作等業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

沼津市観光プロモーション動画制作等業務委託

2 業務目的・概要

本業務は、本市の観光資源である「深海魚」を核とした、清新で見る者に強く訴求する動画を制作し、沼津の魅力をPRするとともに、これをターゲットに効果的に伝える広報・広告、及びインフルエンサー等を活用したチャンネル構築を図ることで、本市を訪れる観光交流人口及び関係人口の増加に資することを目的とする。

3 業務内容

(1) 沼津市観光プロモーション動画の制作

① 内容の企画・立案

- ア 本市の観光資源である「深海魚」を核とした構成とすること。
- イ 単に深海魚を紹介するなど紋切り型の企画とすることは避け、著名人の登用なども含め、受け手に対して強く訴求する、清新かつ斬新な企画とすること。
- ウ 本市を「深海魚のまち」として受け手に印象付ける内容であること。
- エ 首都圏居住者を主なターゲットに定めた構成とすること。
- オ 本市への観光誘客につながる内容とすること。
- カ 本市観光サイトへの誘導を取り入れた構成とすること。
- キ 沼津市首都圏向け広報・営業等業務委託と連携した企画とすること。

② 動画制作

- ア 動画再生時間 15 秒、45 秒、1 分、約 3 分の動画、各 1 本を制作すること。
- イ 本市が有する YouTube チャンネル等に動画を掲載できる体制とすること。
- ウ 令和元年 10 月 31 日（木）を納期とすること。

(2) 動画の広報・広告等の実施

- ① 動画の再生回数を高めるための方策として、広報媒体の活用、テレビ・新聞・雑誌・インターネット等における広告の掲出、ビデオ・オン・デマンド（動画配信サービス）での展開やインフルエンサーの活用による情報チャンネルの構築などの手段を具体的に提案すること。
- ② 提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、効果測定可能な具体的目標値等を提示すること。

- ③ 首都圏居住者へのPRとして効果的な方策とすること。
- ④ 今年度、本市が実施する「沼津市首都圏向け広報・営業等業務委託」及び「高校生による地産地消メニューコンテスト」と連携した方策とすること。
- ⑤ 過去に行われた同種事業における効果的な方策を十分に調査・検討し、実効性のある方策をとること。

(3) その他

動画の校正は5回以内とし、その際必要に応じて、内容について関係団体に確認を行うこと。

使用する映像については、本市を取材するなどの手段で受託者が用意すること。

また、企画提案に基づき、詳細については市と随時打ち合わせを行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）

※ただし、動画の制作は令和元年10月31日（木）を納期とすること。

5 委託価格の限度額

3,355,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税は10%への増税を見込み、見積もること。

6 成果品等

沼津市観光プロモーション動画4本（15秒、45秒、1分、約3分）

動画の広報・広告等の実施に関する報告書 1部（効果測定、分析を含めたもの）

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

（内容）業務実施記録（打ち合わせ記録を含む）、汎用動画編集ソフトで編集可能な原板動画データ、MOV・MP4形式など汎用拡張子の動画データ、その他関係書類

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「沼津市業務委託契約約款」第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り行うものとする。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。